

社会福祉法人聖愛会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖愛会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議会への実費弁償費)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 交通費は業務報酬に含めるものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 交通費は業務報酬に含めるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	実費弁償費
理事会・評議員会	3, 000円/日

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名称	報酬	交通費
理事長報酬等	月額 100, 000円	報酬額に含む
理事及び評議員報酬等	日額 10, 000円	報酬額に含む
監事監査指導報酬等	日額 18, 000円	報酬額に含む

別表 3 (第 6 条関係)

名称	報酬	宿泊費・旅費
報酬及び旅費	日額 10, 000円	実費